

名古屋大学あすなろ保育園
2025年度第2回園児募集について

名古屋大学あすなろ保育園運営協議会

名古屋大学あすなろ保育園は、本学が管理運営する保育園であり、保育業務を託児業者に委託しております。

この度、2025年度第2回新規入園児（常時保育対象児）を以下のとおり募集します。

なお、事業所内保育所という性質上、お子さんが3歳児に上がる際は、養育状況を確認し、改めて選考を行う場合があります。

1 募集概要

(1) 募集人数

年齢は2025年4月1日現在

	0歳児 (2025年4月2日 以降出生の子ども を含む)	1歳児	2歳児	3～5歳児
鶴舞地区に勤務する職員対象	5名程度	数名	数名	定員を充足しているため募集しない
鶴舞地区以外に勤務する職員対象	若干名			定員を充足しているため募集しない

(注)・選考時点での定員充足状況、入園希望者数により、各年齢の募集人員を若干変更する場合があります。

(2) 入園時期

2025年10月1日（水）から2026年3月31日（日）まで

2 応募資格

東海国立大学機構の職員（非常勤職員、採用予定者を含む。）を対象とします。なお、本学の学生の方も応募可能です。（別紙「名古屋大学あすなろ保育園常時保育利用者選考要項」を参照願います。）

また、出生前でも出産予定日が分かれば応募可能です。

※名古屋大学あすなろ保育園は事業所内保育所であり、利用資格者は本学の職員等と規定されています。（名古屋大学あすなろ保育園利用細則第6条参照）

つきましては、退職、卒業、修了、退学等の場合は、利用資格を喪失することを予めご了承くださいの上でご応募願います。入園時に在籍を証明する書類（職員証、学生証等）を確認させていただきます。

3 応募期間

2025年6月26日（木）～2025年7月15日（火）午後4時必着

期間中に以下のとおり保育園見学会を予定しています。なお、見学会については、2日間に分けて実施しますので、参加を希望される方は、所属・職名（身分等）・氏名・連絡先・希望される見学日を7月1日（火）正午までに、E-mailにより担当へお申し込みください。

※希望多数の場合、見学日を調整させていただくことがございますので、予めご了承ください。

〔あすなろ保育園見学会〕

日 時：2025年7月3日（木）9：50～11：00（予定）

日 時：2025年7月8日（火） 同上

集合場所：あすなろ保育園（看護師宿舎B1階）玄関前

内 容：施設の案内及び利用方法の説明

留意事項：2名までのご参加を原則とし、大人数でのご参加はご遠慮ください。

当日、体調不良の場合は参加を控えてください。

これまで保育園見学時は、病院の保育園である特殊性の観点から、マスク着用をお願いしていましたが、7月1日より緩和されたため、個人の判断とします。

4 応募書類

入園申込書を学内便、郵便等で担当まで送付してください。なお、封筒に「保育園入園申込」と朱書きし、郵送の場合は、簡易書留郵便で送付してください。

＜入園申込書の請求方法＞

HPから様式をダウンロードしていただくか、あるいは下記担当へE-mailにより所属・職名(身分等)・氏名・連絡先を記載して請求してください。

5 入園内定者決定時期

2025年8月上旬頃

※選考は、あすなろ保育園運営協議会において、申込者（保護者）の保育の必要性を基準に厳正に行います。

6 面接の実施

入園内定者及び保護者に対し、簡単な面接を行い、提出書類をもとに育児環境やお子さんの健康状態についてお伺いさせていただきます。

また、出生前のお子さんの場合には、入園希望日の1～2か月前に面接を行います。

なお、面接日時は、入園申込書に記載された連絡先に通知します。

7 入園決定

入園内定者に対する面接結果を勘案の上、入園を決定し、E-mail 又は郵便でご連絡します。

8 入園手続き

入園決定者には、別途入園手続き及び入園料支払い手続き等についてお知らせします。

9 保育業務委託事業者

あすなろ保育園の保育業務を委託する事業者との契約は、2022年4月1日から2028年3月31日までとなっております。

〔担当・送付先〕

〒466-8560 名古屋市昭和区鶴舞町 65

国立大学法人東海国立大学機構名大病院

人事労務課人事労務第三係（あすなろ保育園担当）小木曾・稲津

TEL: 052-744-2778, 5460 FAX: 052-744-2428

E-mail: asunaro@t.mail.nagoya-u.ac.jp

URL: <http://www.kyodo-sankaku.provost.nagoya-u.ac.jp/asunaro/>

名古屋大学あすなろ保育園常時保育利用者選考要項

(平成 24 年 5 月 21 日あすなろ保育園運営協議会決定)

(平成 25 年 9 月 2 日あすなろ保育園運営協議会改正)

(平成 28 年 6 月 3 日あすなろ保育園運営協議会改正)

(平成 28 年 7 月 20 日あすなろ保育園運営協議会改正)

(趣旨)

第 1 名古屋大学あすなろ保育園（以下「保育園」という。）における常時保育利用者の選考に関し必要な事項は、別段の定めがあるものを除き、この要項の定めるところによる。

(募集期)

第 2 保育園における常時保育利用者の募集は、原則として、4 月からの入園分（入園時期が 4 月 1 日から 9 月 30 日までのものをいう。）及び 10 月からの入園分（入園時期が 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までのものをいう。）の、年 2 回行うものとする。ただし、利用者定員の空き状況によっては、10 月からの入園分に係る募集を行わない場合又は臨時募集を行う場合がある。

(募集人数)

第 3 年齢枠に応じたそれぞれの常時保育利用者の募集人数は、第 2 の募集期ごとに、名古屋大学あすなろ保育園運営協議会（以下「運営協議会」という。）において決定する。

(選考方法)

第 4 常時保育利用者の入園の選考は、利用希望者による利用申請書の記入事項に基づき、運営協議会において総合的に判定（以下「総合判定」という。）する。この場合において、必要に応じて入園申請者に追加書類の提出依頼、面接等を行うことができる。

(申請条件)

第 5 常時保育利用に係る入園の申請ができる者は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 常時保育の利用を希望する期間中、名古屋大学（以下「本学」という。）との間に雇用（科学研究費補助金等の外部資金による雇用を含む。）の関係があること。
- 二 入園申請者及びその配偶者の双方が子どもの常時保育の利用を必要としていること。

(選考基準)

第 6 常時保育利用者の入園の選考においては、原則として、鶴舞地区に勤務する本学の職員を対象とし、次の各号の順で基本配点を行い、総合判定を行う場合の参考とする。

- 一 入園申請者が単身（配偶者がいない場合、単身赴任している場合、配偶者と別居している場合、配偶者が長期療養中の場合等を含む。）で子どもを養育している場合
 - 二 入園申請者が医学部附属病院において医療に従事する看護職員である場合又は女性医師である場合若しくは女性医療系技術職員である場合
 - 三 入園申請者が女性研究者である場合（前号に掲げる職員を除く。）
 - 四 その他運営協議会が必要と認めた事項
- 2 前項の場合において、総合判定の結果、同一順位のあるときは、女性職員を優先する。それでも同一順位のあるときは、抽選により入園を決定するものとする。
- 3 第 1 項の基本配点に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 育児休業若しくは産後休暇終了後に復職する又はこれに準ずる看護職員を対象として、常時保育利用者定員のうち 1 名を別枠定員として取り扱い、別枠定員に空きがある場合に限り、運営協議会において入園を許可することができる。

(鶴舞地区以外に勤務する職員に係る特例)

第 7 鶴舞地区以外に勤務する本学の職員に係る常時保育の利用については、利用者定員のうち 3 名を別枠定員として取り扱い、別枠定員に空きがある場合に限り、運営協議会において入園を許可することができる。

2 前項により入園を許可する場合の入園の選考においては、原則として、次の各号の順で基本配点を行い、総合判定を行う場合の参考とする。

- 一 入園申請者が単身（配偶者がいない場合、単身赴任している場合、配偶者と別居している場合、配偶者が長期療養中の場合等を含む。）で子どもを養育している場合
- 二 その他運営協議会が必要と認めた事項
- 3 前項の場合において、総合判定の結果、同一順位の者があるときは、女性職員を優先する。それでも同一順位の者があるときは、抽選により入園を決定するものとする。
- 4 第2項の基本配点に関し必要な事項は、別に定める。

（学生その他の研究者に係る特例）

- 第8 本学の学生、大学院生、日本学術振興会の研究員、本学と直接雇用関係がない研究員等（以下「学生等」という。）の保育園における常時保育の利用については、利用者定員の空き状況により、運営協議会において特例として入園を許可することができる。
- 2 前項の特例により入園を許可する場合の入園の選考においては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。
 - 一 本学の職員の場合と同様の選考基準で優先順位を付すこと。
 - 二 学生等の利用の割合が常時保育利用者数に基づく助成金の基準を超えないこと。

（内定・決定）

- 第9 第2から第8までの規定により常時保育利用者の入園の選考を行った場合は、運営協議会において、入園の内定者を決定し、面接等を踏まえ、保育園の保育体制の下で責任ある受入れが可能かどうかを検討の上、支障がないと認められたときに入園者を決定する。

（補欠）

- 第10 第9の常時保育利用の入園の内定者について、年齢枠ごとに一定の人数を補欠とすることができる。
- 2 前項の場合において、補欠となった者については、その入園申請者ごとに補欠の順位及び補欠の有効期間を付して通知を行うものとする。

（基準の適用）

- 第11 常時保育利用者の選考は、募集ごとに第6及び第7の選考基準に基づいて行うものとする。ただし、第2の募集期と異なる募集期の選考においては、利用者定員の空き状況により、選考基準が異なることがある。

（期間限定保育）

- 第12 一つの年度以内に期間を限定した常時保育（以下「期間限定保育」という。）の利用者の募集は、既に入園が決定している者の数と利用者定員の空き状況を踏まえて運営協議会において決定し、第2の募集期とは別に行うものとする。
- 2 期間限定保育の利用者の選考基準等については、第3から第10までの規定に準ずるものとする。

（雑則）

- 第13 この要項に定めるもののほか、保育園における常時保育利用者の選考に関し必要な事項は、運営協議会の議を経て、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年6月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年11月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年6月3日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年7月20日から実施する。